

## 高砂市高砂地区景観形成基準

## 1.高砂市高砂地区歴史的景観形成地区

## (1)建築物等に関する基準

項目	歴史的景観形成地区	
	建築物	工作物
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通りに面する壁面の位置は、連続性に配慮し、周囲より大幅に突出又は後退させない。</li> <li>●駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀等を設けるなどまちなみの連続性を損なわないように努める。</li> <li>●敷地の中に屋敷を構える場合は、まちなみの連続性を損なわないよう門、塀等を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>●基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> </ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画で商業地域に定められた地域については階数を5階以下、それ以外の地域については階数を3階以下とする。</li> <li>●3階以上とする場合は、3階以上の壁面を通りから後退させるなど、形態、意匠等を工夫し、周囲の景観の連続性を守るよう努める。</li> </ul>	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基調となる色は、白ないし灰色、又は茶系統の落ち着いた色彩とする。 ただし、自然系素材を用いる場合はこの限りでない。</li> <li>①色相0YR～5Yは、明度2.0～7.0、彩度3.0以下</li> <li>②上記以外は、明度2.0～7.0、彩度0.5以下</li> <li>③無彩色は、明度2.0～7.0</li> </ul>	
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>●切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とし、和瓦を基本とする。</li> <li>●基調となる色は、黒ないし灰色、又はこれらに近い色彩とする。 ただし、都市計画で商業地域に定められた区域についてはこの限りでない。</li> <li>①全色相、明度2.5～5.5、彩度0.5以下</li> <li>②無彩色、明度2.5～5.5</li> <li>●堀川に面する敷地については、堀川側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。</li> <li>●高砂神社に面する敷地については、高砂神社側から見て屋根面が大きく見えるなど、屋根景観に配慮した意匠及び配置とするよう努める。</li> </ul>	
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>●格子や虫籠窓等を設置する場合は、高砂の伝統的な様式とする。</li> <li>●外壁の色彩に準じた色彩に心掛け、外壁の色彩基準の範囲の色彩とする。</li> <li>●伝統的様式の場合、木製建具を基本とし、やむを得ず木製以外とする場合は茶系統の色彩とする。</li> </ul>	
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>●門、塀等を設ける場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。</li> <li>●通りに沿った門、塀は伝統的な意匠に努める。</li> </ul>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空調機等はできるだけ通りから見えにくい位置に設置する。やむを得ず通りから見える位置に設置する場合は、意匠及び色彩に配慮した目隠しを設ける。</li> </ul>	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>●規模・数量は必要最小限とし、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>●自家用広告物以外の掲出は控えるよう努める。</li> <li>●屋上広告物は設置しない。ただし、都市計画において、商業系、工業系の用途地域に定められた地域でやむを得ず設置する場合は、必要最小限とし、周辺景観に配慮した形態、色彩、意匠等美観を害さないものとする。</li> </ul>	

※近代洋風建築や通りに面して妻入りとなっている土蔵等の修理、修景等については、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

## (2)自動販売機に関する基準

項目	歴史的景観形成地区
位置	●道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。
意匠	●企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。
色彩	●基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、ければべしくないものとし、周囲の景観から突出しないものとする。
その他設置の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数機設置する場合は、乱雜とならないよう配置するものとする。</li> <li>●機能上支障ない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>